

2021年6月30日

【朝鮮半島レポート】第24回

北朝鮮の金融業の現況（上） ——「北朝鮮の産業2020」から

朝鮮半島経済研究会

北朝鮮は6月15-18日に開いた朝鮮労働党中央委員会総会で、経済を中心とする国家政策を討議した。経済制裁、新型コロナウイルス、自然災害の「三重苦」が指摘される中、北朝鮮経済を動かす主要産業の実態はどうなっているのか。韓国の政府系金融機関である韓国産業銀行がまとめた『北韓（北朝鮮）の産業2020』から、まずは金融業の現況を抜粋・要約して紹介する。

【ポイント】

- ① 北朝鮮の金融制度は、国家銀行を中心とする国家の中央執権的かつ垂直的な制度である点が特徴だ。
- ② 北朝鮮は2000年代に入り金融業務多角化のための政策を推進、銀行業務の電算化や外国金融機関との合弁銀行設立などを進めた。企業への内貨および外貨による現金決済の許容、個人向け電子決済カードサービスの導入など新たな動きを見せている。
- ③ 北朝鮮の中央銀行は発券および商業銀行、財政管理の役割を担っているものの、商業銀行としての機能は正常に果たせておらず、資金需要は非合法金融を通じて解決され、非合法金融が拡大している。
- ④ 金融本来の役割を果たすようにするには、外国企業との合営銀行の設立などを通じ、外部からの変化を誘導することも重要だ。

■北朝鮮における金融制度の特徴

中央集権的な計画経済体制を維持している北朝鮮における金融制度の特徴は、国家銀行を中心とする国家の中央執権的かつ垂直的な金融制度であるということである。

北朝鮮では国家が一律的に生産計画を立て、それに従い全ての経済部門と単位（企業所、団体など）の活動がひとつの方向に進められる。金融は、経済計画に従って遂行される実物部門の目標達成のための補助的な手段とみなされ、実質的な価値を創出できない非生産的な経済活動と認識される。中央集権的な計画経済下で生産、消費、投資など全ての経済活動が国家の経済計画によって進められる

ため、金融を通じた資金の循環は実物の循環に応じて受動的に決定されざるを得ないからである。

■ 2000年代以降の主要政策

北朝鮮は2000年代に金融業務多角化のための多様な政策の推進を開始した。まず、2001年には朝鮮中央銀行（中央銀行）の全ての銀行業務の電算化を実現するために、本店にコンピュータネットワークを構築し、続いて平壤市の銀行支店の業務を電算化するための作業を推進した。朝鮮総連の機関紙『朝鮮新報』は、2006年年4月17日の記事で「2年前から始まった電子決済のおかげで資金の回転速度を保障し、貯金額はそれまでに比べて1・6倍に増えるなど、大きな恩恵を受けている」と明らかにした。

2005年5月には北朝鮮の高麗銀行と英国のグローバルグループの合弁銀行である高麗グローバル信用銀行が開業し、9月には北朝鮮の鉾山資源に投資するファンドがロンドンで造成されるなど金融環境に注目すべき変化をもたらした。

経済難により不足する財政資金を拡充するために、多様な対策も立てられた。2003年5月には「人民生活公債」（10年満期）を発行し、2005年には朝鮮貿易銀行で優待金利を適用した新商品である「外貨定期預金」も取り扱うこととした。外貨定期預金は米ドルと円、ユーロ、スイスフランなどに限定し、金利は6カ月3%、1年4%、2年以上5%などの3種類にのみ適用した。2009年11月には住民の遊休資金で産業資金を造成するため、旧券と新券の交換比率を100対1、交換金額を10万ウォンに制限した史上5回目となる貨幣改革を電撃的に断行した。

一方、金融関連法を再整備して一元化された金融システムを二元化するための法的根拠を設けた。2004年9月には「中央銀行法」を、2006年1月には「商業銀行法」を制定し、預金・貸付・決済業務を専門とする金融機関の設立を発表した。

2010年代に入り北朝鮮は機関、企業所、団体に対して、制限が課せられていた現金流通の範囲を拡大させた。2014年5月30日の金正恩談話により、機関、企業所、団体の持つ独自の経営活動の幅が拡大したことで、無現金流通による決済が縮小し、現金流通（内貨、外貨）による決済が増加した。最近になって企業の外貨流通の領域も広がっている。企業や個人による外貨流通領域も広がっている。すべての企業に貿易権が付与されたことで、輸出を通じて確保した外貨を企業間決済に使用することができようになり、個人の場合、商業流通機関で外貨を使用できるようになった。

内貨及び外貨の現金を円滑に流通させるために電子決済カードサービスの導入が拡大している。2010年12月、朝鮮貿易銀行の「ナレ（翼）」を、大聖銀行の「クムキル」、2011年高麗銀行の「高麗」、2015年羅先地区においてのみ利用可能な黄金の三角洲銀行の「先鋒」など、外貨をチャージして、決済システムを備えた外貨ショップで商品やサービス購入に利用できる外貨電子決済カードがお目見えした。2015年には北朝鮮のウォン貨をチャージして利用する朝鮮中央銀行の電子決済カード「全盛」も登場した。その他にも銀行取引、携帯電話、地下

鉄、図書館、ガソリンスタンドの利用と高速道路通行料の支払いカードなど、20種類を超えるカードがあるといわれている。

図表1 北朝鮮が発行している電子決済カード

区分	主要内容	備考
ナレカード (2010年)	発行者：朝鮮貿易銀行 特徴：外貨チャージカード(外貨をチャージすると国家が定めた為替レート北朝鮮ウォン貨で表示)	
高麗カード (2011年)	発行者：高麗銀行 特徴：外貨チャージカード、高麗銀行と提携した外貨ショップでの商品購買及びサービス利用	
全盛カード (2015年)	発行者：朝鮮中央銀行 特徴：北朝鮮ウォン貨チャージカード、提携した商店での商品購買及びサービス利用	
未来決済カード	発行者：未来銀行 特徴：現金のように利用可能なプリペイドカード、高速道路通行料決済	
ポイントカード	発行者：商店などが独自発行。ヘマジレストラン、光復地区商業センター、モラン商店など 特徴：利用金額によりポイントを積立て、後に利用	
その他決済カード	給油カード、ミレ健康カード、ミネラルウォーター決済カード、バラ園カードなど	

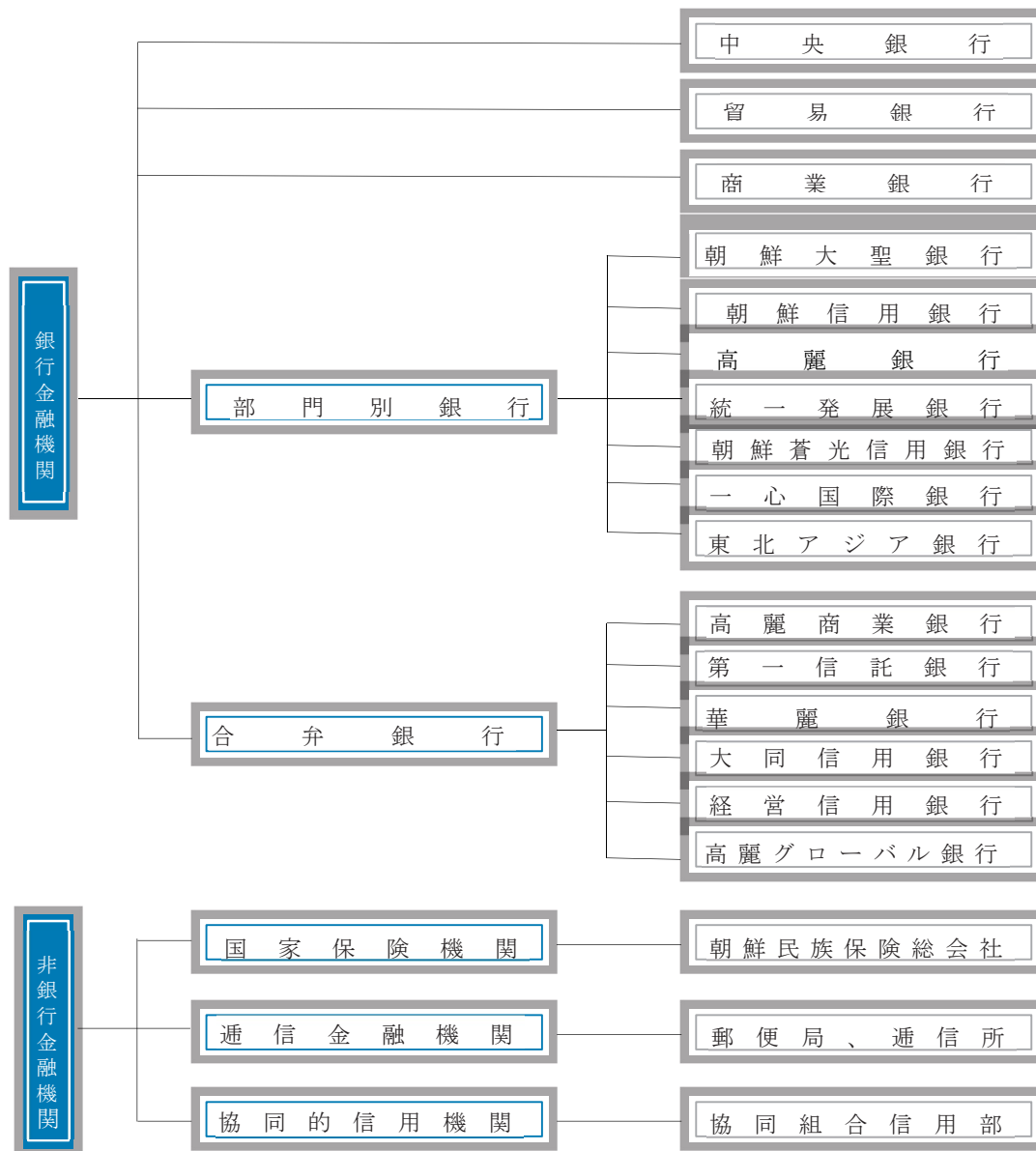
■ 金融体系について

北朝鮮の金融機関は、朝鮮中央銀行を中心とする単一銀行体系を基本の枠組みとし、その他の金融機関は、朝鮮中央銀行の機能を補完する特殊な機能だけを担

当していたが、2015年から二元的銀行体系に転換した。

銀行金融機関には、まず内閣傘下の朝鮮中央銀行があり、朝鮮中央銀行の監督下に貿易と外国為替を担当する貿易銀行、国際金融業務を担当する部門別の銀行と合営銀行、商業金融の機能を遂行する商業銀行などがある。社会主義計画経済国家である北朝鮮には、短期金融市場と資本市場が存在しないため、証券会社や投信会社などは存在しない。したがって、北朝鮮の非銀行金融機関は、国家保険機関、通信金融機関、そして協同的信用機関などがあるだけで、保険の業務も相当部分を中央銀行が取り扱っている。

図表2 北朝鮮の金融機関



■ 二元的銀行制度への転換

北朝鮮は、金融の本来の機能よりは国家資金の管理を通じて国営企業の資金運営、生産および販売、固定財産などを監督・統制することに重点を置き金融政策

を推進してきた。このため全ての機関、企業所が銀行に一つの口座を開設し、これを通じて全ての経営取引が行われるようにする、中央銀行中心の単一銀行制度を樹立した。したがって中央銀行は、発券および商業銀行の役割、財政管理の役割を遂行することになる。このような構造の下では、中央銀行の商業銀行としての機能は正常に遂行することが困難である。住民の資金需要と余裕資金を中央銀行が保障し管理すべきであるが、金融機関による個人に対する与信業務が全く行われなため、資金需要は非合法金融を通じて解決され、非合法金融をさらに拡大させている。また、住民の余裕資金の管理がしっかりとされず、個人資金はタンスの中に埋もれてしまい、産業資金として利用できないなどの問題点を発生させている。

これを克服するために北朝鮮は、2006年に商業銀行法を制定して商業金融の機能を専門とする商業銀行の設立を試み、2015年を前後して地域別に商業銀行を設立するなど、銀行制度が二元化されているが、一定の地域を対象とした「地方商業銀行」であるという限界がある。

■ 現金流通（現金決済）の増加

北朝鮮での貨幣流通は、機関、企業所の無現金流通と、家計の現金流通に厳格に分離されている。無限金流通は機関、企業所相互間の貨幣取引で発生し、現金流通は住民相互間および住民と機関、企業所間の貨幣取引で発生する。無現金流通に、銀行の媒介の下、金銭を支払うべき機関、企業所と支払いを受けるべき機関、企業所が参加し、機関、企業所相互間での現金取引と信用取引は禁止されている。しかし、2002年の7.1措置（経済管理改善措置）以後、企業の現金取引が可能になり、非合法の現金取引も発生している

北朝鮮が中央銀行に開設された単一口座を通じた中央集権的な決済制度に固執するのは、機関、企業所の資金と現物の流れを統制するためである。全ての機関、企業所は、資金供給と国家予算納付、取引代金の支払と代金請求などが中央銀行の口座を通じて口座振替の方法で行われるため、計画外の不法な取引は不可能である。このような中央集権的な決済制度による統制を「ウォンによる統制」という。

ウォンによる統制は、予算の収入・支出過程を通じた統制と、銀行の営業活動を通じた統制に区分されるが、前者は財政統制、後者は銀行統制という。財政統制は、機関と企業所に対する資金の供給、国家予算の支出、機関、企業所の利益分配のような貨幣的問題に対する統制であって、国家の主要機関と行政機関、銀行によって行われる。銀行統制は、銀行口座を通じた決済過程で行われるが、このような決済は合法的な事由によってのみ可能である。

7.1措置以降、北朝鮮は計画外の経営活動に限って直接現金決済による方法を許すことで、中央銀行中心の中央集権的な決済制度が多少弱まっており、中央集権的な無現金決済制度は徐々に縮小されている。

■ 金融業の立ち遅れと非合法金融の拡散

北朝鮮のような閉鎖的な国の金融業の実状を把握するのは困難だが、次のよう

に北朝鮮金融業の後進性を間接的に見ることができる。

第1に、北朝鮮の金融は統制的機能に重点を置いており、極めて付随的に遊休資金を産業資金として誘引する機能を果たしていると見ることができる。中央銀行の機能は、機関または企業所間の取引をチェックまたは統制することなので、自律的な金融は存在しないと見ることができる。金利は市場における資金の需要と供給を反映するというよりは、金利政策に基づいて策定されている。機関や企業所に対する貸出を含む資金支援も、計画と指示に基づいて推進されているだけなので、市場性や事業性の検討、技術検討など、企業金融の先進技法が導入される余地が皆無である。

第2に、金融の国際化などにおいて、北朝鮮の金融機関の停滞は明らかだ。北朝鮮金融機関の外国支店や事務所などは、大部分が中国地域にのみ位置し、北朝鮮の金融業は閉鎖的である。北朝鮮の受信商品や与信商品も多様ではなく、金融制度も極めて単純である。

第3に、金融機関の自動化と電算化が遅れている。金融機関全体の端末保有率が極めて低いレベルにあるとされ、2002年になってようやく朝鮮中央銀行の電算網の構築とプログラム開発が開始され、全国の支店との間にネットワークを設置して大都市を中心に電子決済システムを導入した。

北朝鮮住民の私的活動が活発になるにつれ「トンジュ（金主＝新興富裕層）」が生まれ、資金需要が急増し非合法金融も発展している。非合法金融は、1980年代に外貨両替から始まり、1990年代に高利貸し、2000年代には投資、2010年代には物資代金決済代行および預貸機能まで実行するなど、金融業者を越えて制度圏外においての「個人銀行」の役割を果たしている。今後、北朝鮮が非合法金融を合法化し、経済、産業分野において、金融本来の役割を果たすようにするためには、北朝鮮自らの変化も重要だが、外国企業や韓国との合弁銀行設立などを通じた外部からの変化を誘導することも重要であると思われる。



『北韓の産業』は韓国産業銀行が1995年から5年ごとに作成している北朝鮮の経済・産業に関する資料集だ。最新版の『北韓の産業2020』は2020年12月に発刊した。本文だけで千数百ページを超えるこの資料集は、北朝鮮のインフラ、重工業、軽工業、サービス業などに関する最新データを網羅的に収集している。日本経済研究センターの『朝鮮半島レポート』では随時、「北韓の産業2020」に掲載された北朝鮮の主要産業部門の現況を抜粋・要約して、紹介する。

本稿の無断転載を禁じます。

詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日経ビル11F

TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924